

大阪府後期高齢者医療広域連合告示 第39号

次の者に送付すべき書類が送達不能のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第4号）第37条の規定により公示送達する。

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなされる。

なお、当該書類は、市区町村の所管課において保管し、送達を受けるべき者から申し出があればいつでも交付する。

令和8年10月6日

大阪府後期高齢者医療広域連合長
野田 義和

1 送達すべき書類の名称及び送達を受けるべき者の氏名等

別紙のとおり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]